

## 下水取付管工事費の自己負担について



下水道の供用開始後、取付管工事の申し込みをいただきますと、全額公費負担で工事を行ってきましたが、下水道への早期接続をお願いするため、下水道の供用開始後公費負担で施工する取付管工事は、**下水道の使用開始申し込みと同時に**行う取付管工事に限定し、**供用開始から3年間に**限って行うものとします。**3年経過後は自己負担で取付管工事を行っていただくこととなります。**

また、供用開始後に分筆されました土地の取付管工事は、供用開始から3年以内であっても分筆前の土地面積を基準として公費負担工事箇所数を決めますので、**自己負担となる場合があります。**

この改正は、**平成28年10月1日**から施行を予定していますが、既に供用開始している区域は平成31年9月30日までは、下水道を使用開始する場合の取付管工事に限って公費負担にて施工します。

お問い合わせ先 《給排水設備課 ☎28-8660》